

第2章 園をよく知ろう

1 園の歴史

(1) 自分の勤める園の設立の趣旨や教育理念を知ろう

国、公、私立の幼稚園・認定こども園^{※1}は、幼児教育の重要性に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目指している。

国立や公立の幼稚園・認定こども園は、関係法令の定めるところに従い、国立大学法人や地方公共団体が設置者となって、地域や社会の必要性に応じて幼児教育の目的を達成するために設立されている。

私立の幼稚園・認定こども園は、関係法令の定めるところに従って、各都道府県の認可を受け、設置者の教育理念に基づき設立されている。その運営については私費(保護者の納入金など)を主とし、従として県の補助金を受けて行われている。地域によっては、市町村の補助金を受けているところもある。

各園には、それぞれの教育方針や教育目標がある。これは、「教育基本法」「学校教育法」「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に掲げられている幼児教育の目的に基づき、地域や各園の幼児の実態と関連させている。

私立幼稚園・認定こども園も設置者の理想を、この教育目標に織り込み設定している。

各園においては、教育目標を達成するために教育課程、指導計画を作成し、これに基づいて日々の教育活動を行っている。

以上から、それぞれの園の教育方針、教育目標を知り、理解を深めることが、よりよい教育活動には不可欠である。

また、園が、その時代の流れに対応しながらも、それぞれの園に脈々と受け継がれている建学の精神があることを知ることが大切である。

※1 このテキストでは「幼保連携型認定こども園」を指す。

2 園のきまり

(1) 園の組織規則を知ろう

それぞれの園には、いろいろなきまりがあり、園がどのように運営されているかを知る必要がある。

公立幼稚園には、「市町村立幼稚園管理規則」があり、公立の認定こども園には、市や町の条例や規則がある。

「市町村立幼稚園管理規則」により、概ね「職や職務などの組織」「教育課程」「学期、休業日」「教材」「服務」等が決められている。「園長・副園長・教頭・主任教諭・教諭・事務職員の主査・副主査・・・」等の職名もこの規則で定められている。公立認定こども園も同様に条例や規則により定められている。

私立幼稚園・認定こども園には、それぞれの独自性を生かした園則があり、公立と同じような内容が定められている。

(2) 具体的な園の運営について知ろう

ア 職員会議

職員会議は、園長の方針や教育課題への対応方策等の共通理解を図り、学年・学級を超えた情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義がある。

イ 園務分掌

園長は、円滑な園運営のため、園務を職員に分掌させているので、職員は相互に連携を図りながら仕事を遂行することが重要である。

ウ 教育課程

教育課程は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、組織的かつ計画的に園の教育活動の質の向上を図る(カリキュラム・マネジメント)ために配列された教育計画である。

園長は、幼児の心身の発達と地域の実態に即し、その年度の教育方針、教育目標を達成するために、全教職員の協力の下で教育課程を編成する。また、教育課程の編成・実施状況を、教育委員会、理事長、設置者に届け出ることになっている。

(3) 幼児についてのきまりを知ろう

ア 休業日について

園には、規定に基づく休業日があるが、この他に、園長が必要と認めて行う臨時休業と、振替休業がある。

臨時休業とは、例えば感染症予防や災害予防のために休業することである。また、振替休業とは、休日に園行事を実施するとき、そのかわりに平日を休業することである。

イ 入園・退園・休園・修了など

入園するためには、入園願書を園長に提出して許可を得、退園・休園する場合には、園長に事由を記した届けを出す必要がある。

修了については、園長が園の課程を修了したことを認めたときで、園児に修了証書を授与する。

ウ 健康診断

健康診断は、毎年定期的に園医が行う。また、健康診断の結果に基づき、病気の治療又は病気の予防処置を行うべきことを、保護者に通知しなければならない。

エ 出席・欠席など

幼児が、下記の事由により出席しなかったときは、欠席扱いにならない。

(ア) 忌引

(イ) 学校保健安全法第19条の出席停止

(ウ) 風・水・火災などの災害による事故

(エ) 教育委員会等が必要と認めるとき

(4) 服務についてのきまりを知ろう

ア サービスの原則

職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

イ サービスの心得

(ア) 自分だけの考えで勝手に物事を行わない

(イ) 常に品位を保ち、園の名誉、信用を傷つけることはしない

(ウ) 職務上知り得た秘密を漏らさない

(エ) 職場の整理、整頓に努め、常に清潔に保つ

(オ) 園内の風紀、秩序を乱さない

(カ) 職務に関し、不当な金品の借用、贈与、その他の利益を受けてはならない

(キ) 園の規則を守り、就業時間中は、許可なく自己の職場を離れてはならない

(5) あらかじめ許可を得なければならない事項を知ろう

次のことがらの一つに該当するときは、事前に園長に届け出て、その許可を得なければならない。

ア 幼児を、園外に引率しようとするとき

イ 園外の施設を利用するとき

ウ 園内であってもプールを利用するとき

エ 休業日に園児を招集しようとするとき

オ 園児、保護者へ文書を配布するとき

カ 金銭を徴収しようとするとき

キ 業務以外のことで園の施設・設備を

利用しようとするとき
ク 園の名称や公印を使用するとき
ケ 報酬を得て他の業務に服し、若しくは、他の公務公職に服しようとするときなど

3 園の実態

(1) 園全体の組織機構と自分の役割を知ろう

自分の勤務する園には、年長児が何人、年中児が何人、年少児が何人いて、一学級の幼児数は何人で編制されているのか。また、誰がどの学級を担任しているのかも知り、自分の学級だけではなく、園全体の組織機構に目を向けて、その中で自分の役割を知っておく必要がある。

また、教職員との関わり方についても、職場の和を保つ行動が大切である。

(2) 自分の勤める園の施設・設備をよく知ろう

小学校に併設されている園では、その学校の庭の中で使用できる部分、どのくらいあるのかを知っておく必要がある。

独立している園であっても、園によって、園庭が広い場合や狭い場合もある。狭い園庭で遊ばせるときには、どのような使い方があるのか、また、広い場合にはどう遊ばせたらよいのかを、先輩に聞くことも大切である。

寺社や寺院などに設置されている園や、理事長や設置者宅の庭に続いている園は、園庭の使い方を知っておかなければならない。また、園の建物であっても、幼児の使えない場所があることも知っておく必要がある。

「幼稚園設置基準」※2によって、園には、次の施設及び設備を備え付けなければならないことになっている。

○職員室 ○保育室 ○遊戯室 ○保健室 ○便所 ○飲料水用設備 ○手洗用設備 ○足洗用設備

また、

○放送聴取設備 ○映写設備 ○水遊び場 ○幼児清浄用設備 ○給食施設 ○図書室 ○会議室

については、備えるように努めなければならない施設となっている。

幼児を保育するためには必要ではあるが、教職員の指示なく幼児が自由に入ったり出たり遊んだりできない部屋は、一般には次のようになっている。
○職員室 ○保健室 ○事務室 ○会議室 ○応接室 など

図書室は、園の方針によって自由に幼児が出入りしているところもあるが、幼児の自由にさせない園もあるので、その使い方については、よく先輩に聞くことが大切である。

各部屋を使用したら、次に使用する人のことを考え、整理整頓し、清掃するように心掛ける。清掃するための用具はどこにあるのか、ゴミはどのように処理すればよいのかを、また、清掃の手順・方法を、あらかじめ知っておく必要もある。たとえ建物は古くても、清潔な園は気持ちのよいものである。

※2 幼保連携型認定こども園は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」により、施設や設備が定められている。

(3) 園に備えてある園具・教具を知ろう

用具のなかには、園全体として必要なもの(園具)と、保育室に必要なもの(教具)がある。幼稚園設置基準第10条は、幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない

・前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない
となっている。それぞれの園の教育方針に基づき、あるいは園の規模などによって、これらの種類や数が変わってくる。自分の園には、園具・教具がどのくらいあるのか、調べておく必要がある。

(4) 園具・教具の管理方法を知ろう

園具・教具の構造を知り、幼児の安全を心掛けなければならない。それにはまず、園具・教具が、金属製なのか木製なのかを調べ、その素材による危険は、どのような場合に起こり得るのかを把握する。また、構造上の危険性についても、よく知っておく必要がある。

共同で使用する園具は、幼児自らも、ていねいな取り扱いや整理整頓ができるように育て、清潔な環境を維持したいものである。

園にあるコンピュータ、複写機器などの事務機器の使用法も知っておかなければならない。これらの使用のきまりは、園によって異なるので、事務長や主任に、使い方などをよく聞いておくことが大事である。

(5) 幼児を安全に保育できるよう施設の点検をしよう

幼児を安全に保育するためには、事故やけがを想定して、常に環境を整えておかなければならない。

保育室の管理責任は、学級担任にある。盗難・火災などがないようにするためには、暖房器・電源・戸締りなどの点検を常に行うことが大切である。

また、日々の保育の前後に、次の点にも注意して安全点検をしよう。

- ア 壁、天井、窓ガラス、床などの汚れの有無
- イ 建具、ガラスなどの破損の有無
- ウ 流しなどの漏水の有無
- エ 園具、教具などの破損の有無
- オ 門、扉、玄関などの戸締り
- カ 電気、ガス、暖房器などのスイッチの遮断
- キ 消火器その他防火設備の異状の有無
点検の結果、破損または汚損して修理を必要とするものは、速やかに園長、事務長などに報告する。

なお、非常変災を想定して、避難訓練を行う。学級担任は、園児名簿を携帯することを忘れてはならない。

4 教育方針・教育目標

(1) 教育方針・教育目標は、その園の教育の根幹である

わが国の幼稚園教育の目的については学校教育法第22条に、目標については同法第23条に、そして、幼稚園教育の基本方針については幼稚園教育要領第1章総則に、それぞれ明示されている。いずれの幼稚園の教育も、これらに示される目的・目標・基本方針に基づいて行われる。

しかし、幼児の心身の発達や生活の実情(身体的・精神的・社会的・情緒的などの発達の状態、生活経験の範囲や主な内容、興味・関心の傾向や程度、家族構成、家庭や地域社会での生活など)・幼稚園の実態(施設の種別、教育期間、学級編制、職員構成、施設、設備など)・地域社会の実態(自然環

境、社会施設、交通状態、職業分布、生活様式、行事など)は、それぞれの園で異なるものがある。

そこで、それぞれの幼稚園においては、それらの実情・実態に即応しながら、幼稚園教育要領のねらいを達成するように、園独自の教育方針・教育目標を設定し、それに基づいて具体的な教育活動を展開している。従って、園の教育方針・教育目標は、それぞれの園の「教育の根幹」をなすものであり、教育を組み立てる大黒柱に当たるといえる。

なお、教育方針は、その園の教育計画を実施していくに当たって示したものである。そして教育目標は、育てたい幼児の姿を明確化したものである。

教育方針が抽象的に表されているのに対して、教育目標はもう少し具体化され、多くは項目として、あるいは箇条書きで列挙されている。実際には、双方を区別しないで教育方針あるいは教育目標として一括し、文章又は項目で表されている場合もある。

(2) 教育方針・教育目標の真意を十分に理解しよう

幼稚園における毎日の指導は、その園の教育方針・教育目標にそって進められる。園の教育方針・教育目標は各園の『幼稚園要覧』などに記されている。表面上の解釈に終わらないようにするためには、園長・教頭や主任あるいは先輩などに、その意味をよく聞き理解しておくことが大切である。

5 教育課程・指導計画

(1) 全期間にわたる教育内容の体系を、十分に把握しよう

「各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。」と、幼稚園教育要領第1章総則第3教育課程の役割と編成等に示されている。

そして、それぞれの幼稚園は、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、その幼稚園における教育期間の全体にわたって、幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した生活を展開できるような計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。各園で法令や幼稚園教育要領に基づいて編成した教育課程が全教職員に示され、具体的な幼児の指導が行われる。

指導に当たっては、自分が担任となる学級の全期間にわたる教育がどのようになっていて、どこに位置付けられるのかを、しっかり見定めておくことが必要である。例えば、3年保育3歳児の学級であれば、3歳児ではどのようなねらいで、どんな経験や活動を通してそれを達成するのか、そして、4～5歳児ではそれを基盤として、どのような教育が行われるのかというように、3年間(2年間)にわたる教育内容の全体の骨子をしっかりと捉えた上で、指導に当たる。

また、幼児の発達には、教師が協力して一人一人の幼児を捉えていくことが大切である。そのためには、園全体で一人一人の幼児に関わり、理解する

ことが重要である。そして、幼児が経験したことと目標とがつながるよう、組織的・系統的・発展的に進められていくようにすることが大切である。

(2) 別の指導計画がある場合は、それについても知っておこう

例えば、1年保育と2年保育、あるいは2年保育と3年保育などというように、教育期間を異にするコースが設定されている場合には、自分の担任する学級に関する指導計画だけでなく、他の指導計画についても知っておくことが必要である。

1年保育の5歳児と2年保育・3年保育の5歳児は、年齢的には共通だが、幼稚園での教育経験を異にするので、教育の内容や方法は異なる。表面的なことだけにとらわれず、双方の指導計画を通して、その共通する面と異なる面を明確にし、それに基づいた指導の重点をしっかりとって指導するように努めよう。

(3) 形式・内容について十分に理解しよう

前にも述べたように、それぞれの幼稚園の教育課程は独自性を持っている。指導計画は、教育課程に基づく一定期間の具体的な指導の立案であり、年や月の長期間の指導計画と週や日の短期の指導計画とに大別されるが、そのいずれもいろいろな考え方から、多くの形式などが考えられる。

幼稚園の教育課程は、幼児が在園する全期間にわたって行う行事や遊びを通しての経験や活動から、幼稚園教育の目的や目標が確実に達成できるように選択配列している。これに対して、指導計画は、教育内容をどう幼児に身に付けさせるか、いいかえればどんな内容をどう指導するかという具

体的な計画である。そして、教育課程が、1年、2年あるいは3年間にわたる教育内容の全体的体系の骨子であるのに対して、指導計画はそれに基づくある一定期間の具体的な指導の計画である。

したがって、その園の教育課程と指導計画について、その両者の兼ね合い、そこから生じてくる教育課程の形式・内容、指導計画の種類とそれぞれの関係、それらの考え方・在り方などについて、十分に理解することが大切である。

(4) 指導計画にそった教育を行おう

教育課程は、園全体のものであり、園長の責任のもとに皆で協力して編成したものであるから、指導計画は園長の指導のもとに、学級担任が、受け持つ幼児に責任を持って指導することとし、指導計画の形式やその内容の盛りこみ方（記入の仕方）などは、各園の職員間で十分に検討した上、統一しておくことが原則である。

指導計画は直接指導にたずさわる人だけがわかればよいというものではない。担任が休暇をとったり出張したりする場合には他の教師が代わったり、合同で指導したりする場合もある。幼児の生活する姿を的確に捉えるためには、教師同士で情報や意見を交換することが大切である。そこで、現在の指導計画の形式及び内容の書き方にそって作成し、疑問な点、理にかなわない点などはメモしておき、互いの指導事例などを持ち寄り、話し合うなどの園内研修の充実を図ることが必要である。具体的な経験や活動についても同様である。

教育課程にないものを勝手に取り入れたり、除いたり、著しく順序（年

齢や時期)を変更したりすることなどは望ましくなく、変更の必要が生じた場合には、その旨を事前に園長に申し出て、許可を得てから変更するのが原則である。

認定こども園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿って教育及び保育が行われる。前述したとおり、このテキストでは認定こども園は幼保連携型認定こども園を指しているが、それ以外の認定こども園も幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行うこととなっている。